

項目 9 に関わる、「専門家会議」が無視している外部識者の主なる意見

< 崎山比早子氏 / 高木学校・元放射線医学総合研究所主任研究官 >

- ・ 放射線感受性は年齢や個人によって異なるため、弱者を考慮した対策が必要
- ・ 子ども・被災者支援法に基づき、被災者・自治体から多くの意見が出されているように、幅広く健診を実施すべきである

< 木田光一氏 / 福島県医師会副会長 >

- ・ 原発事故による住民の健康管理は国の直轄事業と位置づけるべき
- ・ 既存の健診や福島県内の市町村特定健診に上乘せでは、データを一元管理できず、対応できない。

< 木村真三氏 / 獨協大学准教授 >

- ・ 小児甲状腺簡易測定調査において摂取シナリオは吸入と経口の両経路を考慮する必要がある。放射性ヨウ素の再浮遊および呼吸量に関して考慮すべき。
- ・ 健康管理調査は、福島県及び福島県外の汚染の比較的強い地域において継続的に長期間続けるべきである。
- ・ ベラルーシでは、年に 2 回健診が実施され、カルテが 50 年間保存されている。日本でも診断データを長期にわたって保存する仕組みが必要。

< 菅谷昭氏 >

- ・ ベラルーシの医療関係者によれば、年間 1 ミリシーベルトを下回る低線量汚染地域でも、免疫機能の低下や造血器障害や周産期異常、アレルギー疾患の増加がみられる。
- ・ 甲状腺癌にのみ対応した健診ではなく、幅広い疾病に対応したものであるべき。
- ・ 福島県外においても健診が必要である。

< 津田敏秀氏 / 岡山大学教授 >

- ・ 福島県内で実施されている甲状腺がん検査の結果を統計学的に分析し、がんが検出された割合を地域ごとに比較した結果、地域ごとに数字にばらつきがあり、スクリーニング効果という説明は難しい。
- ・ 会津周辺地域を基準に、浜通り、中通りの検出数を比較すると、最も検出割合の高い中通りの一部は 11 倍にのぼる。統計学的に有意な結果。

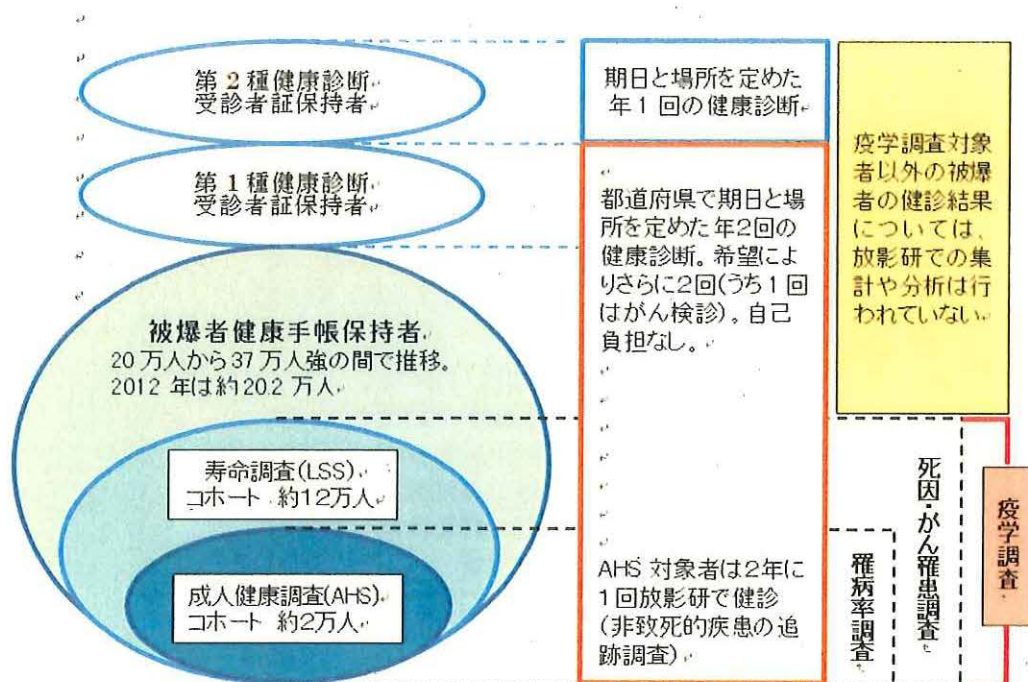
< 森口祐一氏 / 東京大学教授 >

- ・ 初期被曝データをはじめ、線量推計を実施するには、十分にデータの集約と分析がなされていない
- ・ 浮遊粒子状物質を計測する大気汚染常時監視システムから、放射性物質に関する新たな実測データが見つかっている
- ・ 事故直後の 2011 年 3 月 12 日からの 1 時間ごとのデータを分析することで、初期被曝に関する線量の再構築が可能。

< 甲斐倫明氏 / 大分県立看護科学大学 >

- ・ ICRP は意思決定の透明化、情報公開の必要性を述べてきた。いろいろな計画策定の時には利害関係者などのステークホルダーも判断のうえで関わっていくことが望ましいと勧告してきた。

原爆被爆者の 保健・医療のための施策・制度



作成 吉田由布子

健康診断の内容

健康手帳による一般健康診断

1. 視診、問診、聴診、打診及び触診
2. CRP定量検査
3. 血球数計算
4. 血色素検査
5. 尿検査
6. 血圧測定
7. ヘモグロビンA1c検査
8. 肝臓機能検査(医師が必要と認める場合)

精密検査(医師が必要と認めた場合)

1. 血液学的検査(白血球分類など)
2. 生化学検査(肝機能、脂質、腎機能など)
3. 免疫学的検査(リウマチ因子など)
4. 胸部X線、腹部X線、腰椎X線
5. 心電図
6. 呼吸機能検査
7. 胃腸透視
8. 超音波(腹部、甲状腺)
9. 骨密度検査

放射線影響研究所による成人健康調査対象者の健康診断(2年に1回、放影研で)

対象者のみ。
普段は一般健康診断を受け、2年に一度、放影研で詳細な検査を受ける。

基本的には、一般健康診断項目に精密検査項目を加えたもの

(若干のプラスアルファもある)

その他、希望により
がん検診もあり

健康管理手当の対象疾病

※疾病にかかっているかどうかのみの審査で手当を支給
(原爆の影響でないことが明らかである場合は不支給)

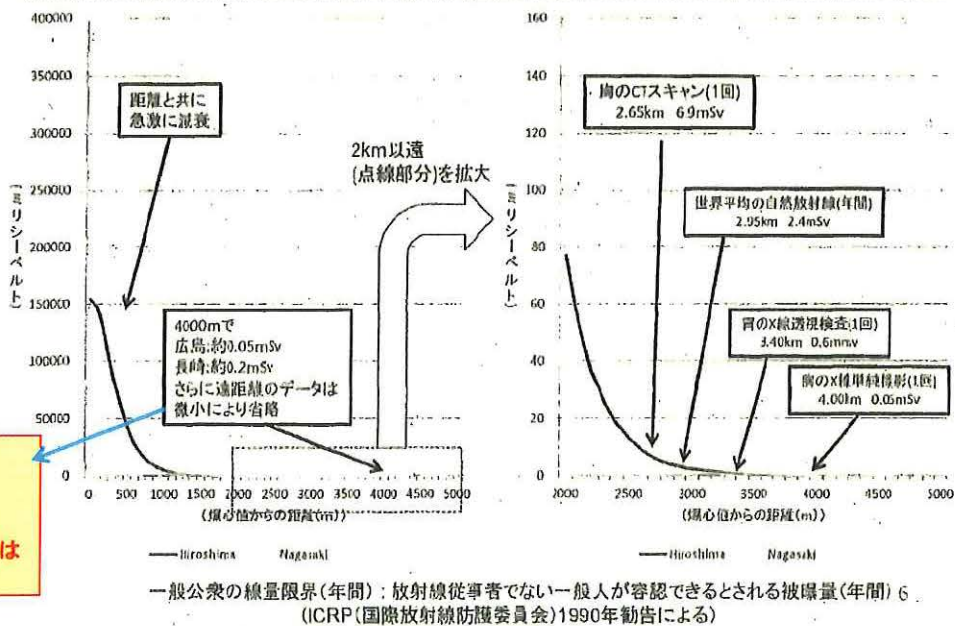
健康管理手当の支給対象疾病(①-⑦68年、⑧69年、⑨⑩74年、⑪78年にそれぞれ設定、74年年齢要件等撤廃)

- ①造血機能障害を伴う疾病(再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など)
- ②肝臓機能障害を伴う疾病(肝硬変など)
- ③細胞増殖機能障害を伴う疾病(悪性新生物など)
- ④内分泌腺機能障害を伴う疾病(糖尿病、甲状腺機能低下症など)
- ⑤脳血管障害を伴う疾病(くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など)
- ⑥循環器機能障害を伴う疾病(高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など)
- ⑦腎臓機能障害を伴う疾病(慢性腎炎、慢性腎不全など)
- ⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病(白内障)
- ⑨呼吸器機能障害を伴う疾病(肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など)
- ⑩運動器機能障害を伴う疾病(変形性関節症、変形性脊椎症など)
- ⑪潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病(胃潰瘍、十二指腸潰瘍など)

厚労省
第19回原爆
症認定制度
の在り方に
関する検討
会資料4より
2013年2月
21日

DS02に基づく爆心地からの距離と直接被曝線量

○ 広島、長崎の原爆被爆者の個人の被曝線量の推定は数度の見直しを経て、現在はDS02 (Dosimetry system 2002) というシステムを用いて推定している。



指定されている「被爆地域」は4kmより以遠の地域もある。急性被ばくではあるが、国の推定で0.05mSv以下の被ばくであっても、健康手帳の交付とそれに基づく施策の適用を認めている例があるということ。